

第7回 国際漫画賞 —作品募集要項—

1. 目的

海外での漫画文化の普及

2. 賞

- (1) 応募作品の中で、最も優秀な作品に「国際漫画賞最優秀賞」を、その他の優秀な3作品に「国際漫画賞優秀賞」を授与する。
また、最優秀賞及び優秀賞には賞状とトロフィー、入賞と特別賞には賞状と記念品を授与する。
- (2) 副賞として、授賞式にあわせて、(1)の各受賞作品の代表者を10日間程度日本に招聘する。(入賞は除く。)

3. 応募作品

- (1) 日本国外で制作された漫画(MANGA)作品(24ページ以上)とする。
ただし、過去の国際漫画賞受賞作品(入賞も含む)は除く。
- (2) 発表・未発表は問わないが、制作から3年以内の作品とする。
- (3) 応募作品は、原則紙媒体で提出する。(追って、データ提出を求める場合がある。)
- (4) 日本国外の出版社等は、作者に応募の意思を確認の上、本賞に応募することができる。
- (5) 1人につき1エントリーのみ。応募する作品も1人につき1点。
(注1) 続き物作品の複数応募の場合、審査対象となるものは1点のみ。
(注2) 重複応募の場合は、2通目以降はすべて無効。

4. 応募方法

- (1) 応募期間：**平成25年5月31日(金)(必着)**
- (2) 提出先： 次の(イ)又は(ロ)とする。
(イ) 日本大使館又は総領事館
(ロ) 私書箱
送付先：〒103-0022
東京都中央区日本橋室町4-3-16 柳屋大洋ビル1F MBE715
第7回国際漫画賞 実行委員会
- (3) 提出部数
応募にあたっては、**1応募作品につき2部提出すること**。(入賞候補となった作品については、部数の追加及び電子データでの提出を求めることがある。)
- (4) その他
 - ・ 必要事項を日本語又は英語で記入した「応募票」を必ず添付すること。
 - ・ ページ番号(通し番号)をいれること。
 - ・ (冊子になってない場合) 見開き指定のあるページは、その旨を該当ページに記入すること。

5. 作品返却

応募作品の返却は一切行わない。応募作品が描きおろし作品である場合は必ず写しを提出すること。応募作品は寄贈・展示されることがある。

6. 選考

国際漫画賞審査委員会が選考する。

7. 授賞式

平成26年1月頃(予定)、東京都内にて行う。

(了)